松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置 に関する基本方針

~子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境~

令和5年3月 松阪市教育委員会

目 次

はじめに	• 1
第1章 人口減少に伴う松阪市の現状と今後の見込み	
1 人口推移と将来推計	. 2
2 児童生徒数と学級数の推移と将来推計	. 3
3 学校規模の現状と今後の見込み	. 4
4 学校施設の整備状況 ************************************	. 7
第2章 松阪市がめざす学校教育と教育環境	
1 松阪市がめざす学校教育	. 8
2 子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境	. 9
第3章 「子どもたちのより良い教育環境について考える」アンケート	
調査結果	. 11
第4章 検討委員会からの提言事項への対応	
1 検討委員会からの主な意見	. 14
2 学校規模適正化に伴い検討すべき事項	
3 学校規模適正化に伴い検討すべき事項への対応	
第5章 松阪市における適正規模の考え方	
1 適正規模の条件	. 18
2 松阪市として最低限確保したい学校規模(下限の目安)	
3 通学距離及び通学時間の基準	
第6章 学校規模適正化の推進方策	
1 学校規模適正化の方策	. 21
2 検討時期	. 22
第7章 基本方針策定後の進め方	. 23

≪参考資料:別冊≫

松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会 答申 「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置について(答申)」

はじめに

平成 27 年に文部科学省が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」によると、学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、地域社会の担い手としての基本的資質を養うことを目的としており、単に教科等の知識や技能の習得だけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。そうした教育を学校において行うためには、児童生徒集団の確保や、経験年数、専門性、男女比などバランスの取れた教職員集団の確保が望ましいと考えられることから、一定の学校規模の確保が重要となるという趣旨が述べられています。

また、国全体の人口問題に視点を当てると、平成 20 (2008) 年をピークに人口減少局面に突入し、合計特殊出生率は低水準で推移し、令和 32 (2050) 年には人口が 1 億人を割り込み約 9,700 万人になるとの推計もあり、人口の地域的な偏在の加速化が見込まれています。年少人口 (0-14歳) についても大幅に減少を続けており、これら背景のもとで、児童生徒数の減少に起因する学校の過度な小規模化、教育条件への影響が懸念されています。

松阪市においても例外ではなく、これらのことに適切に対応するため、松阪市教育委員会は、令和2年7月に「松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会」(以下「検討委員会」といいます。)を設置し、令和3年6月には「子どもたちのより良い教育環境について考えるアンケート調査」が検討委員会において実施され、延べ17人の委員の方々に約2年間、計12回にわたり様々な視点から議論を展開していただき、令和4年10月に「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置について」の答申を受けました。

このたび、松阪市教育委員会では、検討委員会からの答申の主旨を尊重した上で、松阪市がめざす学校教育と子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境を実現することを目的として、「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定しました。

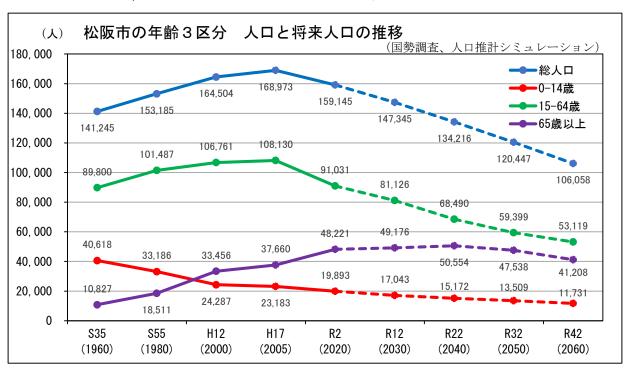
令和5年3月 松阪市教育委員会 教育長 中田 雅喜

第1章 人口減少に伴う松阪市の現状と今後の見込み

1 人口推移と将来推計

松阪市の総人口は、平成 17(2005)年の 168,973 人をピークに減少に転じており、令和 2(2020)年は 159,145 人となっています。減少傾向は今後も加速すると予測されており、令和 42(2060)年は 106,058人で、ピーク時の約 2/3(62.8%)となることが推計されています。

0 歳から 14 歳までの年少人口についても年々減少を続け、昭和 35 (1960) 年の 40,618 人に対し、令和 2 (2020) 年は 19,893 人となっています。さらに今後 40 年間において約 8,000 人の減少が推計されています。



人口構成比の割合においても、年少人口は年々減少を続け、昭和 35 (1960) 年の 28.7%に対し、令和 2 (2020) 年では 12.5%となっています。今後もこの傾向が続くことが予測され、令和 42 (2060) 年には 11.1%となることが推計されています。

	単	S35	S55	H12	H17	R2	R12	R22	R32	R42
	位	(1960)	(1980)	(2000)	(2005)	(2020)	(2030)	(2040)	(2050)	(2060)
年少人口	人	40,618	33,186	24,287	23,183	19,893	17,043	15,172	13,509	11,731
0-14 歳	%	28.7	21.7	14.8	13.7	12.5	11.6	11.3	11.2	11.1
生産年齢人口	人	89,800	101,487	106,761	108,130	91,031	81,126	68,490	59,399	53,119
15-64 歳	%	63.6	66.2	64.9	64.0	57.2	55.0	51.0	49.3	50.1
老年人口	人	10,827	18,511	33,456	37,660	48,221	49,176	50,554	47,538	41,208
65 歳以上	%	7.7	12.1	20.3	22.3	30.3	33.4	37.7	39.5	38.8

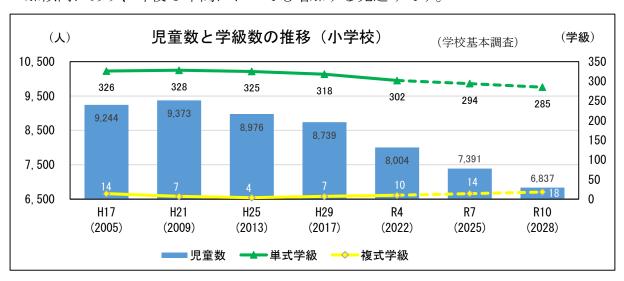
(国勢調査、人口推計シミュレーション)

2 児童生徒数と学級数の推移と将来推計

(1) 小学校

市内小学校の児童数は、平成 21 (2009) 年度の 9,373 人をピークに年々減少し、令和 4 (2022) 年度は 8,004 人となり、ピーク時と比較して 1,369 人減少しています。この減少傾向は今後も加速すると予測されており、今後 6 年間において 1,167 人の減少が推計されています。

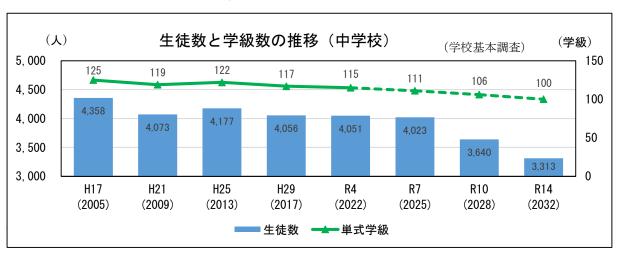
学級数は、児童数の減少とともに年々減少を続ける一方で、複式学級*1は年々増加傾向にあり、今後6年間においても増加する見込みです。



(2) 中学校

市内中学校の生徒数は、平成 17 (2005) 年度の 4,358 人をピークに年々減少し、令和 4 (2022) 年度は 4,051 人となり、ピーク時と比較して 307 人減少しています。 この減少傾向は今後も加速すると予測されており、今後 6 年間において 411 人、今後 10 年間において 738 人の減少が推計されています。

学級数は、生徒の減少とともに年々減少を続けますが、複式学級*1が生じる見込みは現在のところありません。



1 複式学級=4ページ注釈1を参照

3 学校規模の現状と今後の見込み

学校規模は、国の法令上、小中学校ともに 12~18 学級が標準とされ、それを下回る場合は小規模校、上回る場合は大規模校とされています。なお、この基本方針においては、小規模校のうち、複式学級*1が生じている学校を過小規模校とします。

(1) 小学校

市内小学校 36 校の学校規模は、令和 4 (2022) 年度において、大規模校 1 校、標準規模校 8 校、小規模校 21 校、過小規模校 6 校となっています。児童数の減少とともに学校の小規模化が進み、全学年が単学級となる学校や複式学級が生じる学校の増加が見込まれ、6 年後の令和 10 (2028) 年度においては、大規模校 2 校、標準規模校 7 校、小規模校 18 校、過小規模校 9 校と推計されています。

(学校基本調査)

【小学校】	R4 (2022) 年度	R10 (2028) 年度 (推計)
過小規模校	【6 校】	【9校】
(5学級以下)	松ヶ崎(4)[2]、東黒部(4)[2]、西黒部(5)[1]、	松ヶ崎(4) [2]、東黒部(4) [2]、西黒部(4) [2]、
	機殿(4)[2]、南(5)[1]、香肌(2)[2]	機殿(4) [2]、南(4) [2]、香肌(3) [3]、
		阿坂(5) [1]、柿野(4) [2]、宮前(4) [2]
小規模校	【9 校】	【10 校】
(6~11 学級)	朝見(6)、漕代(6)、大河内(6)、中原(6)、鵲(6)、	朝見(6)、漕代(6)、大河内(6)、中原(6)、鵲(6)、
1 学級 20 人未満	粥見(6)、 <u>阿坂(6)、柿野(6)、宮前(6)</u>	粥見(6)、 <u>第一(6)</u> 、 <u>伊勢寺(6)</u> 、 <u>豊地(6)</u> 、
		豊田(6)
	【12 校】	【8校】
(6~11 学級)	第二(6)、第三(8)、港(10)、揥水(6)、松尾(11)、	第二(11)、第三(8)、港(10)、揥水(6)、松尾(6)、
1 学級 20 人以上	射和(6)、小野江(10)、米ノ庄(6)、 <u>第一(6)</u> 、	射和(6)、小野江(10)、米ノ庄(7)
	<u>伊勢寺(7)</u> 、豊地(6)、豊田(6)	
標準規模校	【8校】	【7校】
(12~18 学級)	第四(15)、第五(18)、幸(13)、松江(12)、	第四(17)、第五(15)、幸(12)、松江(12)、
	山室山(18)、中川(18)、天白(15)、 <u>花岡(17)</u>	山室山(17)、中川(18)、天白(13)
大規模校	【1 校】	【2校】
(19 学級以上)	徳和(20)	徳和(19)、 <u>花岡(20)</u>

※()内は普通学級数、[]内は複式学級数

※令和4年度と令和10年度で規模が変わる学校は下線

_

 $^{^{**1}}$ 複式学級=2つの学年で編制される学級のこと。隣接する2学年の児童生徒数が小学校で16人(1年生を含む場合は8人)以下、中学校で8人以下となった場合に編制される。

(2) 中学校

市内中学校 11 校の学校規模は、令和 4(2022)年度において、大規模校 0 校、標 準規模校5校、小規模校6校、過小規模校0校となっています。生徒数の減少とと もに学校の小規模化が進むことが見込まれ、6年後の令和10(2028)年度において は、大規模校0校、標準規模校4校、小規模校7校、過小規模校0校と推計されて います。

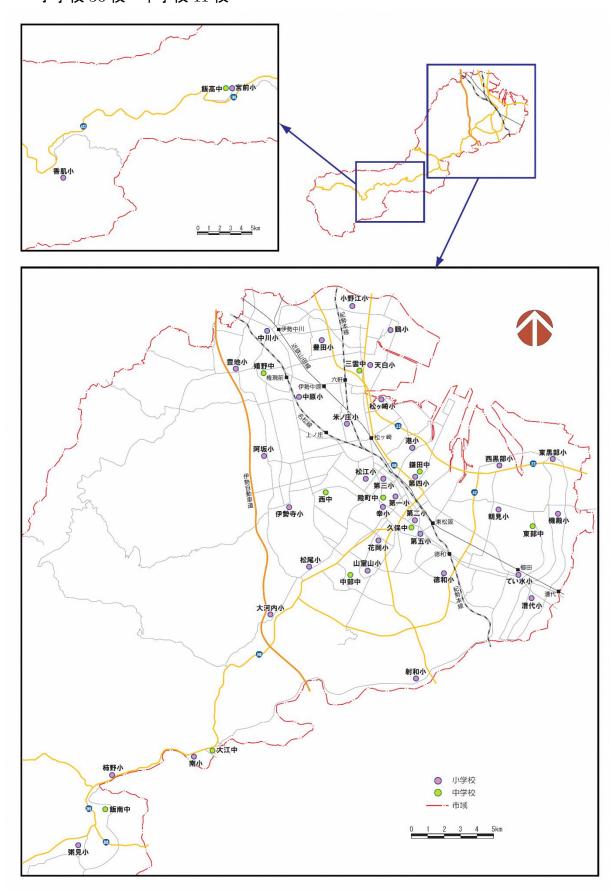
(学校基本調査)

【中学校】	R4(2022)年度	R10 (2028) 年度 (推計)
過小規模校	なし	なし
(2 学級以下)		
小規模校	【2校】	【2校】
(3~11 学級)	大江(3)、飯高(3)	大江(3)、飯高(3)
1 学級 20 人未満		
	【4 校】	【5 校】
(3~11 学級)	飯南(3)、東部(7)、鎌田(11)、西(11)	飯南(3)、東部(7)、鎌田(11)、西(9)、 <u>殿町(8)</u>
1 学級 20 人以上		
標準規模校	【5 校】	【4 校】
(12~18 学級)	久保(18)、中部(17)、嬉野(15)、三雲(15)、	久保(17)、中部(16)、嬉野(15)、三雲(14)
	殿町(12)	
大規模校	なし	なし
(19 学級以上)		

※(

)内は普通学級数 ※令和4年度と令和10年度で規模が変わる学校は下線

【松阪市立小中学校位置図】 小学校 36 校 中学校 11 校



4 学校施設の整備状況

現在、松阪市の小中学校施設は、小学校 36 校、中学校 11 校で、合計 47 校、148 棟(延床面積 200 ㎡以上) が整備されています。

令和 4 年 5 月 1 日現在、建設から 30 年以上経過する校舎や体育館が 117 棟、全体の 79.1%を、40 年以上経過するものが 55 棟、全体の 37.2%を占めるなど、施設の老朽化が進んでおり、機能面や安全面での老朽化対策が急務となっています。

【小学校】	0~9 年	10~19年	20~29 年	30~39 年	40~49 年	50~59 年	60 年以上
校舎(棟)	2	4	14	20	18	7	1
体育館(棟)	0	1	1	24	9	0	0
計	2	5	15	44	27	7	1

(松阪市学校施設等長寿命化計画)

【中学校】	0~9 年	10~19 年	20~29 年	30~39 年	40~49 年	50~59 年	60 年以上
校舎(棟)	1	2	4	9	5	8	1
体育館(棟)	0	1	1	9	4	2	0
計	1	3	5	18	9	10	1

(松阪市学校施設等長寿命化計画)

第2章 松阪市がめざす学校教育と教育環境

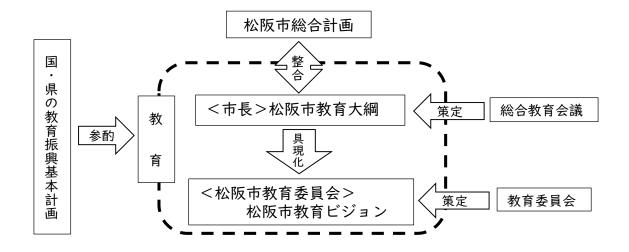
子どもたちを取り巻く急速な社会変化に対応するため、子どもたちには、『未来を切り拓く力』を育むことなどが求められています。

また、教育における「不易」と「流行」を十分に見極め、時代によって変化していくものを受け入れつつ、どのように社会が変化しても時代を超えて変わらない価値を大切にしながら、一人ひとりが自ら判断し対応できる力や、周りの人たちと協働して課題解決を図っていく力を育んでいく教育を進めていく必要があります。

松阪市では、これらのことを実現するために、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備していきます。

1 松阪市がめざす学校教育

松阪市には、本市の最上位計画である「松阪市総合計画」があり、教育行政の指針である「松阪市教育大綱」を策定し、これらの具体化を図るため、「松阪市教育ビジョン」を掲げて取組を進めています。



◆『未来を切り拓く力』とは

松阪市では、郷土の偉大な先輩である本居宣長の3つの教えから学び、子どもたちが自らの夢や希望をかなえるために、自らの可能性を発揮し、学校生活や家庭生活などのあらゆる場面であきらめずチャレンジしていく力を「未来を切り拓く力」としています。

あらた せつ いだ だいじなり ・「すべて新なる説を出すはいと大事也」

(自ら問いを見つけ、学んだことを活かし、判断して行動する中で、新たな考えや価値を創り出すことが大切です。)

⇒ 新たな価値を創造する力・新たな問題を発見し解決できる力

- ・「はじめよりその 志 を高く大きに立ててその奥を究めつくさずはやまじ」 (理想を実現しようと高い志をもち、自分の個性や能力を伸ばして、粘り強く 学び、自ら考え、判断し、行動することが大切です。)
 - ⇒ 主体的に判断できる力
- ・「物の 心 を知るは 世のありさまを知り 人の 情 に通じるより出ずる也」 (自分の考えを根拠とともにわかりやすく伝え、相手の考えを理解し考えを広げたり深めたり、相手への思いやりをもち、力を合わせ活動したりすることが大切です。)
 - ⇒ 多様な人々と協働していくことができる力

2 子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境

子どもたちには、これからの社会がどんなに変化し予測困難な時代になっても、 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、仲間と関わり合い、と もによりよい社会や人生を切り拓く力などが求められています。

国が示している教育の方向性や求められる児童生徒像を踏まえ、教育効果を高めるとともに、松阪市の次代を担う人材を育成していくために、次のような教育環境を整備していきます。

①子どもたち一人ひとりの意欲や向上心が高められる環境

集団の中で自分の考えを伝える経験を数多く積むことで、自分の魅力や可能性に気付いたり、他者の意見に数多く触れ、より深く考える機会を得たりすることで、子どもたち一人ひとりの学びに向かう意欲や自己有用感*1を高めます。

②仲間と共に学び合い、支え合い、認め合える環境

日々の教育活動(教科指導、学校行事、部活動、体験活動など)や仲間との交流 を通して、仲間と共に学び合い、関わり合い、協力し合いながら切磋琢磨すること で、集団の中での社会性や協調性を育成します。

③教員による指導体制が充実している環境

教員の自己研修に励む機会を確保し、教員同士が研鑽し合い、資質や指導力を向上させることで、子どもたちも含めた学校全体の教育力を高めます。また、子どもたち一人ひとりに対し、複数の教員が関わることで、日々の学習指導や生徒指導の充実につながり、子どもたちの個性や可能性をさらに伸ばします。

^{※1} 自己有用感=人の役に立った、人から感謝された、人から認められたなど、他者から評価され、認められたという思いのこと。自分と他者(集団や社会)との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価であると言われている。

④安全安心で快適に学校生活を送ることができる環境

学校施設の老朽化対策をはじめ、防災対策、防犯対策への安全面に配慮した施設整備を図るとともに、インクルーシブ教育*1、ユニバーサルデザイン*2、多様な教育的支援の観点なども踏まえ、安心面に配慮した施設整備の充実を図ることにより、さらに安全安心で快適に学校生活を送ることができるように整備します。

⑤安全で安心して通学できる環境

防犯対策、交通事故防止対策など通学環境に十分に配慮し、安全な通学路の確保に向けて、関係機関と協議を行うとともに、通学距離や通学時間が子どもたちの心身に対し過度な負担とならないよう、適切な手立てを講じることにより、安全で安心して通学することができるように整備します。

⑥地域と学校が両輪になって子どもたちを育てていく環境

学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを反映させ、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくり、地域との協働関係を生かした地域とともにある学校づくりを進めるため、全ての学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)**3を導入し、学校を核とした地域づくりなど、地域ぐるみで子どもたちを育てることで、地元への愛着心を醸成します。

⁻

^{**1} インクルーシブ教育=障がいの有無に関わらず、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別な支援が必要な児童生徒、個々の状況に応じて的確な指導ができる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

^{**2} ユニバーサルデザイン=「普遍的な、全体の」という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢、性別や障がいの有無などにかかわらず、最初から誰もが利用しやすいようにデザインするという考え方のこと。

^{※3} コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)=法律に基づき学校運営協議会を設置した学校のこと。学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みをいう。

第3章 「子どもたちのより良い教育環境について考える」

アンケート調査結果

(1)調査の概要

検討委員会では、松阪市立小中学校の適正な学校規模や配置のあり方について 検討するにあたり、市立小中学校の児童生徒の保護者及び教職員をはじめ、学校に あらゆる角度から関わりを持つ地域の方々の考え方や意向を把握し、議論を充実 させることを目的に、令和3年6月29日から7月20日まで、児童生徒配付タブ レット端末、インターネット、紙により調査を実施しました。

対象者・回答率

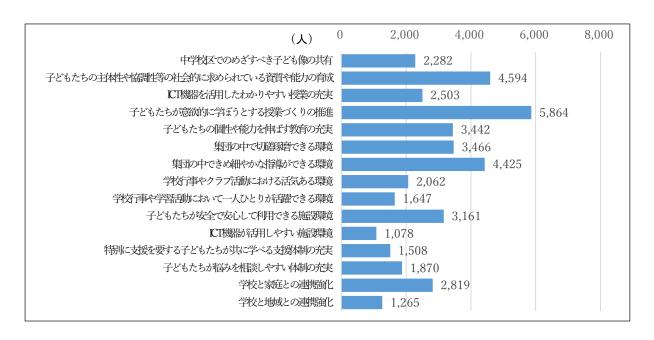
小中学校の児童生徒の保護者、教職員、学校評議員等、未就学児の保護者、住民自治協議会役員等、商工団体役員

対象者数:16,312人 回答者数:9,471人 回答率:58.06%

(2)調査結果の概要

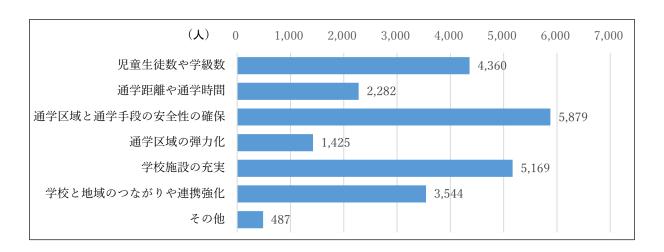
① 松阪市の学校教育において、重要だと考えるものについて

「子どもたちが意欲的に学ぼうとする授業づくりの推進」が最も多く(5,864人)、続いて「子どもたちの主体性や協調性等の社会的に求められている資質や能力の育成」(4,594人)、「集団の中できめ細やかな指導ができる環境」(4,425人)が多くなっています。



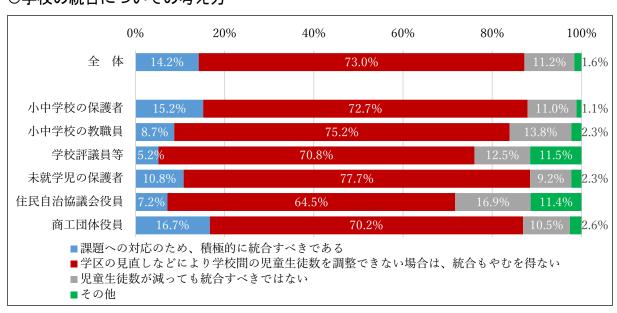
② 子どもたちのより良い教育環境について検討する上で、特に重視すべきだと考えるものについて

「通学区域と通学手段の安全性の確保」が最も多く(5,879人)、続いて「学校施設の充実」(5,169人)、「児童生徒数や学級数」(4,360人)が多くなっています。「その他」の意見では、「特別支援教育の充実」が多数を占めているほか、教職員の負担軽減や資質向上などによる充実、通学路の安全確保、地域や家庭との連携強化などが多くなっています。



③ 学校の統合について

○学校の統合についての考え方



全体では、「課題への対応のため、積極的に統合すべきである」または「学区の見直しなどにより学校間の児童生徒数を調整できない場合は、統合もやむを得ない」と答えた人の割合は87.2%となっています。

対象者別では、未就学児の保護者が 88.5%と最も割合が高く、次に小中学校の保護者 87.9%、商工団体役員 86.9%となっています。

一方、「児童生徒数が減っても統合すべきでない」と答えた人の割合は、全体で11.2%あり、対象者別においては、未就学児の保護者が9.2%に対し、住民自治協議会役員は16.9%を占めています。

「その他」の意見では、統合に肯定的な意見が1割程度、統合に否定的な意見が6割程度、どちらでもない意見が3割程度となっています。

統合に肯定的な意見の主なものは、「通学手段の安全性を確保した上で統合すべき」、「充実した施設での教育活動のために統合すべき」、「社会性を身に付けるため一定規模の児童生徒数は必要」などであり、その多くは「保護者や地域住民の理解を得ること」、「通学距離や通学時間に配慮すること」などを踏まえての意見でした。

統合に否定的な意見の主なものは、「児童生徒数だけで判断するのは難しい」、「学校区の見直しや校区外通学を推進すべき」、「学校の特性を考え個別に判断すべき」、「保護者や地域住民の意見を尊重すべき」、「学校同士の交流やオンラインの活用などで学校の小規模化に伴う課題は解消できる」、「地域に学校は残すべき」などでした。

○考え方の主な理由

・『課題への対応のため、積極的に統合すべきである』と答えた人

「集団活動や集団学習は、多様な意見に触れることができ、社会性や協調性を身につけるために必要である」、「子どもたちの教育環境を均等化し、児童生徒数等による教育格差を少なくすべきである」、「ある程度の児童生徒数を確保することで、切磋琢磨でき、競争意識が高まる」 など

・『学区の見直しなどにより学校間の児童生徒数を調整できない場合は、統合もやむ を得ない』と答えた人

「課題への対応のため、積極的に統合すべきである」と答えた人と同様の意見が多くありましたが、「統合によって通学距離が長くなること」や「地域とのつながりが薄くなること」などへの懸念や、統合にあたっては「保護者や地域の方の理解を得ることが必要である」 など

<u>・『児童生徒数が減っても統合すべきでない』と答えた人</u> 「通学距離が長くなり、子どもへの負担が大きくなる」、「地域とのつながりを大切にすべき」、「地域の活性化のためにも学校は必要である」 など

・『その他』と答えた人

「通学距離が長くなること」や「地域とのつながりを大切にすべき」などの意見のほか、「小規模校や大規模校には、それぞれの良さがある」、「児童生徒数で判断するのではなく、保護者や地域の思いを尊重すべきである」 など

第4章 検討委員会からの提言事項への対応

1 検討委員会からの主な意見

検討委員会において議論を進める中で、各委員から出された意見の一部を紹介します。こういった意見が次項「学校規模適正化に伴い検討すべき事項」に繋がっていきました。

◆複式学級について

児童へのきめ細やかな指導の実践や、異学年間の縦の交流など、小規模であることのメリットがうまく引き出されており、子どもたちが伸びやかに育っていることが明らかになる一方で、グループ学習など多様な学習・指導形態を取りにくいこと、教職員が複数学年分の指導方法を習得する必要があること、専科教諭や養護教諭の配置も困難になってきていることなども明らかになり、これからも児童生徒数の減少が見込まれる中、いつまでもこのような状態が継続していくことは適切ではない。

◆コミュニティ・スクール^{※1}について

保護者や地域住民と学校がともに知恵を出し合い、うまく連携し、学校運営に意見を反映させていることが明らかになったことから、教育委員会は、更なる活性化を進めた上で、中学校区を単位とした学校運営協議会に対して、学校規模適正化の必要性について丁寧に説明し、そこを中心に具体的議論を展開していくことができれば円滑に進むのではないか。

◆地域コミュニティについて

学校再編により地域がさびれてしまうのではないかという不安は理解できる一方で、これまでも明治初期の学校創立以降、統合分割といった変遷とともに、新たな地域コミュニティが形成されてきており、学校再編に順応した地域コミュニティを地域と学校が中心となり改めて形成していくことが地域の活性化に繋がっていくと思う。

◆子どもたちの学びについて

学校再編により母校が現在の場所からなくなることの寂しさも理解できる一方で、こういった思いを優先することは、子どもたちの学びに、その代償を求めてしまうことにならないのか。より良い教育環境で教育を受けられる体制を、大人が用意することこそ、我々大人の責任である。

◆「地域コミュニティ」と「子どもたちの学び」について

地域の歴史や文化、コミュニティを継承していくことは大切なことである一方で、 その地域に暮らす子どもたちの学びを守っていくこととは、別の課題として検討すべ きである。

-

^{※1} コミュニティ・スクール=10ページ注釈※3を参照

2 学校規模適正化に伴い検討すべき事項

検討委員会から教育委員会に対し、「学校規模適正化に伴い検討すべき事項」として、特に留意することが必要な配慮事項8項目、課題事項4項目が次のとおり提言されています。

(1)配慮事項

①児童生徒の環境変化への配慮

学校規模適正化が行われた場合、児童生徒の学習環境や生活環境が大きく変化することから、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、事前に学校間交流を実施するなど、児童生徒の学習面や心理面について十分な配慮が必要です。

②通学環境における安全安心への配慮

学校規模適正化が行われた場合、児童生徒の通学区域が大きく変化することから、防犯対策や交通事故対策等の通学路の安全確保や地域での見守り活動等の安心面について、地域と一体となって調整するとともに、スクールバス等の手立てを講じる場合には、児童生徒の運動不足や教育活動の時間の確保等、対象となる児童生徒の心身のケアについて十分な配慮が必要です。

また、通学区域の拡大や変更により、地域と学校の関係が希薄化することのないよう配慮する必要があります。

③教職員体制の整備等への配慮

地理的条件などにより小規模校を存置する場合、学級数の減少に伴い教職員の配置も減少することから、子どもたちの学びを充実するため、指導方法やカリキュラム編成の工夫などを図るとともに、教職員の資質向上のための研修機会を充実し、より効果的な教育活動を行うことができるようにする必要があります。

また、教職員が毎日子どもたちの前でいきいきと教壇に立てるよう、これからも 教育に対する情熱と使命感をもつ若者が教職員になりたいと思えるよう、教育委 員会も教職員自らも学校における働き方改革に全力で取り組む必要があります。

④小中学校区の整合

小中学校の教育内容の連続性や健全育成の観点から、今後、小中学校間の連携の 必要性は、ますます高まっていくと考えられます。

一つの小学校から複数の中学校への進学は、小中学校間の連携を困難にする場合もあることから、子どもたちのより良い人間関係の構築のためにも、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるよう、小中学校区の整合を図るよう配慮する必要があります。

⑤学校運営協議会制度の活用

学校規模適正化を進める上では、各小学校区で設置が進められている学校運営協議会の各中学校区単位での連携強化が、地域と学校との関係の希薄化を防止するものと考えられることから、十分に配慮する必要があります。

⑥地域コミュニティ活動への配慮

学校施設は、地域行事や地域活動の拠点施設、災害時の避難場所など、地域コミュニティの核となっていることから、学校規模適正化を進めるにあたっては、保護者や地域住民に対して、その必要性などを十分に説明し、理解を得られるよう配慮する必要があります。

⑦学校施設及び跡地の活用

学校規模適正化が行われた場合、使われなくなる学校施設及び跡地の活用に関する地域の意向やニーズを考慮するとともに、財政面や防災面などを踏まえ、多角的な視点から将来を見通した有効活用策を検討するよう配慮する必要があります。また、休校後おおむね10年が経過している学校施設についても、同様に検討した上で、速やかに廃校手続を行う必要があります。

⑧学校施設整備への配慮

学校施設の維持更新や保全を図る上では、コスト縮減の意識を持ちつつも、老朽化対策、安全性の確保の観点から責任を持って予算を確保し整備するなど、学校規模適正化が行われた場合においても、引き続き、適切な管理運営に取り組むよう配慮する必要があります。

(2) 課題事項

①学校施設の計画的改修・整備

老朽化が著しい学校施設を一律に大規模改修することは困難なことから、最低限確保したい学校規模を下回る学校については、学校規模適正化の具体的な方向性が示されるまでの間、大規模改修を行わないこととした上で、施設改修等を計画的かつ効率的に整備する必要があると考えます。

②学校給食の提供方式等の見直し

学校給食については、少子化による配食数の減少、調理施設の老朽化に対応するとともに、学校規模適正化を進めるにあたっては、配送計画の再編成による既存センター等の改修や親子方式**1、新たなセンターや調理施設の建設なども視野に入れながら、市全体としての学校給食の運用や提供方式など施設整備に関する計画を作成する必要があると考えます。

^{※1} 親子方式=調理施設を有する学校が調理施設を有しない学校の給食も調理し、配送する方式のこと。

③放課後児童クラブの確保・充実

放課後児童クラブについては、放課後における児童の居場所を確保するため、ほぼ全ての小学校区で実施されている状況ですが、今後も運営に関する保護者負担の軽減に配慮し、社会福祉法人等への運営委託を進めるとともに、学校規模適正化が行われた場合においても、切れ目なく利用することができるよう運営面での更なる充実を図る必要があると考えます。

④幼稚園、保育園、認定こども園及び小中学校間の連携

幼稚園、保育園及び認定こども園における教育及び保育は、小学校以降の学習や生活基盤の育成につながることに配慮し、発達段階に応じた生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う環境づくりが重要とされていることから、学校規模適正化を進めるにあたっては、幼稚園、保育園、認定こども園及び小中学校間の連携を視野に入れて検討する必要があると考えます。

3 学校規模適正化に伴い検討すべき事項への対応

松阪市教育委員会は、今後、学校規模適正化を進めるにあたり、「学校規模適正化 に伴い検討すべき事項」配慮事項 8 項目、課題事項 4 項目について、併せて検討し ていくこととします。

第5章 松阪市における適正規模の考え方

国県の動向や松阪市教育大綱・松阪市教育ビジョン、松阪市立小中学校の現状と今後の見込み、「子どもたちのより良い教育環境について考えるアンケート調査」などを参考に議論を重ねて作成された検討委員会からの答申を踏まえ、松阪市教育委員会は、松阪市立小中学校の適正な学校規模についての考え方を次のとおりとします。

1 適正規模の基本的な考え方

小中学校においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力 し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育 み、社会性や協調性等を身につけさせることが重要になります。このような教育活動 は、一定の規模の集団で学び、様々な経験や多くの教職員による指導・支援によって 得られるものと考えます。

よって、学校の小規模化に伴う課題を解消し教育効果を高めていくためには、次に 掲げるような学校規模を確保していくことが必要です。

適正規模の基本的な考え方

- ・学校生活において、多様な価値観を持つ仲間と交流し、豊かな人間関係を築きながら切磋琢磨し、社会性や協調性を育む機会が確保できる規模であること
- ・個に応じたきめ細やかな指導をするための少人数学習や習熟度別学習など、 表現力、思考力、判断力を養うための多様な学習形態を取り入れた教育が可 能となる規模であること
- ・クラブ活動や部活動において、児童生徒のニーズに応じた多様な活動を編成・実施できる規模であること
- ・一定の教職員数が確保でき、互いに研究・協議を行いながら指導の充実を図るとともに、経験年数、専門性、男女比率等、バランスのとれた教職員を確保できる規模であること
- 中学校において、各教科に専門の教職員を適切に配置できる規模であること
- ・体育、音楽、道徳、学級活動等の学習指導及びグループ学習や、求められている主体的・対話的で深い学びの実現に向け、制約が生じることがないような規模であること

2 学校規模適正化を検討する範囲

「国による望ましい学校規模*1」を確保することが適正規模の基本としつつも、 松阪市の場合は、通学区域の調整や学校の統合再編などを行ったとしても、実質的に 「国による望ましい学校規模」を確保することが困難な学校が多く存在しています。 そのような状況にあっても、前項「適正規模の基本的な考え方」に示した学校規模 を確保していく必要があります。

よって、各学年少なくとも1学級以上を確保し、単学級であっても4~5の小グループを編成しての学習が可能となる、1学級20人程度を「松阪市として最低限確保したい学校規模(下限の目安)」とし、学校規模適正化を検討する範囲(対象校)は、この学校規模を現時点で既に下回っている、あるいは、6年後までに下回ると見込まれる学校とします。

ただし、交通網の整備や住宅開発等の要因による一時的な児童生徒数の増加などにも注視しながら、状況に変化があった場合は、適宜対応することとします。

松阪市として最低限確保したい学校規模(下限の目安)

<小学校>

6 学級以上(各学年1 学級以上) 1 学級 20 人程度(全学年で 120 人程度)

<中学校>

- 3 学級以上(各学年1 学級以上) 1 学級 20 人程度(全学年で 60 人程度)
- ※ 学校によっては20人を超えている学級もありますが、 1学級あたりの平均が20人を超えているかどうかでの判断となります。

学校規模適正化を検討する範囲(対象校)

上記「松阪市として最低限確保したい学校規模」を 現時点で既に下回っている、あるいは、6年後までに下回ると見込まれる学校

※1 法令では、学校規模の標準を学級数により設定している。標準学級数は、小中学校ともに「12 学級以上 18 学級

以下」とされているが、「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」という弾力的なものとなっている。【学校教育法施行規則第 41 条及び第 79 条】

また、望ましい学級数の考え方として、「小学校:1学年2学級以上(12学級以上)」、「中学校:1学年3学級以上(9学級以上)」とされている。【文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」(9ページ)】

3 通学距離及び通学時間の基準

松阪市は、広大な面積や人口分布に地域差があることから、通学距離だけでなく、通学時間も考慮の上、通学距離、通学時間のいずれかの条件を満たすよう定めることとします。通学距離が基準を超える場合は、スクールバスや公共交通機関を活用するなど、通学時間が基準の範囲内となるように、様々な手立てを講じることとします。

①通学距離

松阪市における通学距離は、国が示している基準と同様、「小学校おおむね4km以内、中学校おおむね6km以内」とします。

②通学時間

松阪市における通学時間は、国が示している目安と同様、「小中学校ともにおおむね1時間以内」とします。

【市の基準】	通学距離	通学時間
小学校	おおむね 4 km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね 6 km以内	おおむね 1 時間以内

通学距離が基準を超える場合は、スクールバスや公共交通機関を活用するなど、通学時間が基準の範囲内となるように、様々な手立てを講じること。

第6章 学校規模適正化の推進方策

学校規模適正化に向けた推進方策や検討時期については、各学校や地域の実情などを踏まえ、総合的に判断していくことを基本とします。

1 学校規模適正化の方策

適正な学校規模を実現するための方策については、「通学区域の見直し」と「隣接校との統合」の2つとします。

ただし、これらの方策を当てはめると、児童生徒の学びに大きな影響を及ぼす可能性のあると考えられる場合については、学校の小規模化に伴う課題を緩和し、教育効果を高めるその他の方策を検討する場合もあります。

学校規模適正化の方策

(1) 通学区域の見直し

適正化対象校と隣接校との通学区域の一部変更による手法

- ・原則、同一中学校区内での実施が望ましい。
- 国道、河川、鉄道等の地理的要素も勘案して検討する。

(2) 隣接校との統合

適正化対象校と隣接校との統合による手法

- ・3 校以上や中学校区全体で検討する場合もあり得る。
- ・原則、既存の学校施設を活用することとし、大規模改修の際には、 将来的な統合を見越して計画的かつ効率的に行うこととする。

(3) その他の方策

適正化対象校が、地理的条件等により(1)(2)の手法が困難な場合や、 他にはないような特徴的な学びの形態を有する場合に検討する手法 ①小中一貫教育、②小規模特認校制度、③特色あるカリキュラムの編成 など

2 検討時期

対象校において、「松阪市として最低限確保したい学校規模」を下回っている度合いに差異があることから、優先順位を付けて検討を開始することとします。

(1) 短期的な取組

児童生徒数が極端に少なく、2つの学年で1つの学級編制となる複式学級*1では、一般的に小規模化に起因する課題が顕著になりやすいとされていることから、まず複式学級の解消を最優先課題として、現時点で既に複式学級を有する学校、あるいは、6年後までに複式学級を有することが見込まれる学校について、早急に学校規模適正化の検討を開始します。

(2) 中長期的な取組

現時点で既に 20 人未満単学級*2である学校、あるいは、6 年後までに 20 人未満単学級になることが見込まれる学校については、短期的な取組に続いて検討を開始します。

検討時期

優先順位①~④を付けて検討を開始する。

- (1) 短期的な取組
 - ① 現時点で既に複式学級を有する学校

【現存する複式学級の解消】

② 6 年後までに複式学級を有することが見込まれる学校 【将来的な複式学級の抑制】

- (2) 中長期的な取組
 - ③ 現時点で既に 20 人未満単学級である学校

【現存する 20 人未満単学級の解消】

④ 6 年後までに 20 人未満単学級になることが見込まれる学校 【将来的な 20 人未満単学級の抑制】

※「短期的な取組」及び「中長期的な取組」については、対象校区内の議論によって 進捗が異なってくるため、現時点において、具体的な年数は示しておりません。

^{※1} 複式学級=4ページ注釈※1を参照

^{※2 20} 人未満単学級=「松阪市として最低限確保したい学校規模」(各学年1学級以上、1学級 20 人程度)を下回っている学校規模のこと。

第7章 基本方針策定後の進め方

今後、「松阪市立小中学校再編活性化計画*1」を策定するにあたっては、この基本方針の主旨に基づき立案するとともに、学校教育の直接の受益者である児童生徒やその保護者、将来的に受益者となる就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、学校運営協議会や地域住民等に対して、その必要性などを十分に説明し、一緒に考え、理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえ、丁寧な議論を展開して進めていくこととします。

その上で、適正化対象校と関係校が含まれる地域ごとに、適正化の方策、その手順、 実施時期等を示した「個別実施計画」を策定し、公表することとします。

なお、国の法令や三重県によって定められている学級編成基準をはじめ、基本方針の考え方に大きく影響を及ぼすような制度改正が生じた場合にあっては、整合性を保つよう、その都度、見直しを行うこととします。

- 23 -

^{※1} 松阪市立小中学校再編活性化計画=この基本方針に基づき、今後おおむね 10 年間における小中学校の適正規模 及び適正配置について、具体的に対象校の方向性を示すものです。